



まめ歯ぎしり

「平準化」は担い手確保の前提づくり

柳井理 Osamu Yanai

改

正公共工事品質確保促進法（公共工事品質確保法）に基づく運用指針が二〇一五年一月三十日に策定されてから、一年が経過した。

国、都道府県、市町村に至るすべての公共発注者にとつての発注関係事務の共通ルールを示したもので、国土交通省はもちろん、地方公共団体においても運用指針に基づく様々な取組みが進んできたように感じる。

「歩切り」根絶の次は？

国交省が運用指針に基づき、最初に取り組んだのが地方公共団体などに見られる「歩切り」の根絶だ。「適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する行為」である歩切りを公共工事発注者自らが続けているような状態では、「適正な利潤を確保する」ことをうたった改正公共工事品確法の前提が崩れる。

法律の規定から逸脱した歩切りは違法性が問

われるとして、どういった行為が該当するかを列挙したリーフレットを地方公共団体に配付。その上で、数回にわたって実態調査や聞き取り調査を繰り返した。それでもなお歩切りを続ける地方公共団体に見直しを促し、ようやく「ほぼ根絶」という状況までこぎ着けた。

運用指針に基づく取組みの初弾と位置付ける歩切り根絶への国交省の対応は、たびたび建設専門各紙に報じられたこともあり、その姿勢に並々ならぬものを感じた読者も多かったのではないだろうか。

運用指針に基づく次の取組みは何だろうか。ここ最近の動きをみると、国交省は「発注・施工時期の平準化」に力を入れているようだ。年間を通じた工事量の偏りは、民間工事と比べると、公共工事の方が大きく、平準化が進んでいないことが分かる。

そうした傾向は、地方公共団体発注工事によ

は実現できる」と意欲を示している。「満を持して」の言い回しに、政治家としての決意と期待の両方が込められていたように思う。

今年一月二十七日開催の中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会第一二回基本問題小委員会に国交省が示した、都道府県を対象に行った平準化に関する調査結果が手元にある。

それによると、

◇平準化の観点も踏まえて債務負担行為を活用している地方公共団体は一二団体

◇補助金・交付金事業において債務負担行為を活用している地方公共団体は三〇団体

◇平準化の観点も踏まえて翌債（繰越制度）を活用している団体は六団体

これらを見て、平準化が進んでいるかどうかは判断が分かれるところだが、国交省は、都道府県担当部局で構成するブロック監理課長等会議で昨秋、「債務負担行為の積極的な活用等による適切な工期設定」「市区町村の発注・施工時期等の平準化に向けた助言等の支援等」に関する申し合わせを行い、今後の取組みについて共通認識を促進している。

市区町村を含めた地方公共団体の平準化に向けた取組みは、来年度以降も大きなテーマとなりそうだ。

り顕著となっており、平準化の取組みについてもばらつきがあることが統計データから示されている。

予算が単年度制度のため、年度末に工期末が集中し建設現場は繁忙期となる。その一方、年度明けは閑散期となり、技術者や技能者を遊ばせておくことになる。四〜六月期の技能者の遊休はおよそ五〇万人から六〇万人に達するとされる。

発注の前倒しや債務負担行為（ゼロ国債等）を活用するなどして、工事稼働件数のピークを前後の時期にシフトする平準化により、技能労働者にとつては年間を通じて収入が安定し、休暇も取りやすくなる。企業にとつてもピークに合わせた機械保有が不要となつて維持コストが軽減できる。

「満を持して」の取組み

全国レベルで当たり前の環境に

国交省も本腰を入れ始めた発注・施工時期の平準化を実現することは、改正公共工事品確法が目指す公共工事の品質を「今」だけでなく「将来」にわたつて確保するために欠かすことができない「担い手」の中長期的な育成・確保につながり、その期待は高い。

歩切りの撲滅は、その実現によつて適正な価格による入札契約の前提となる予定価格を設定する上での下地づくりができあがったといえるだろう。

発注・施工時期の平準化によつて、次は他産業と同じように土日に仕事をすることなく、かつ、適切な工期で工事が行われる前提ができあがる。

年間を通じて安定的な工事が確保されれば、「社員を遊ばせておけないから安い価格でも無理して受注した」などといったダンピング受注の防止にもつながる。適切な価格での安定した工事の受注が、建設会社の経営を安定させ、現場の技能者の生活も安定することにもなる。建設業を志した若者が三年も経たずに辞めてしまふといった状況を回避するためにも、全国レベルで平準化が「当たり前」の環境をつくること

が肝心である。

安定的に仕事を確保でき、労働安全にも寄与する平準化措置は、「三K」（きつい、汚い、危険）といわれてきた建設業界を「プラス新三K」（給料が良い、休暇が取れる、希望がある）へと変貌させる手段になり得る。

一人ひとりの生産性を向上させ、企業の経営環境を改善させようと国交省が打ち出した「i-Construction」でも、平準化の取組みは、情報通信技術（ICT）の活用、規格の標準化と並ぶ柱に位置付けられている。

建設業界は平準化について、これまでもその必要性を繰り返し訴え、実現を求めてきた。それでもなかなか実現しない、「古くて新しい問題」とされてきた。地元の建設業界から話を聞く機会が多い政治家の関心も、とりわけ高いように感じる。

「担い手三法」の原型となった国交省の省内会議がまとめた「今後の建設産業政策及び入札契約制度の大きな方向性について」（二〇一三年六月）の中でも、「債務負担行為のより一層の有効活用等を通じて、発注の平準化を推進」とされている。

この会議の議長として議論を主導した鶴保庸介副大臣（当時）は、「予算執行のあり方にも満を持して踏み込んだ提案と受け取っていただきたい。しっかりとした制度を作ることによって平準化